

◇職員 の 休暇 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則

- 1 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための特別休暇を取得することができる期間を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)